

売主 下 呂 市（以下「売主」という。） と、買主 （以下「買主」という。） とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

記

（契約の主旨）

第1条 売主は、その所有する末尾記載の土地（以下「この土地」という。）を買主に売り渡し、買主はこの土地を買い受けることとする。売主及び買主は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買代金）

第2条 この土地の売買代金は、金 円とする。

（売買代金の支払）

第3条 買主は、本契約締結と同時に、契約保証金として第2条の売買代金の100分の10以上に相当する金額を、売主に納付しなければならない。

2 契約保証金には利息を付さない。

3 買主は、第2条の売買代金から買主が納付した契約保証金を差引いた金額を、売主の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに売主に支払うものとする。

4 契約保証金は、前項に定める金額を納付したときに、売主において売買代金の一部に充当できるものとする。

5 売主は、買主が第3項で指定した納期限までに売買代金を完納しない場合において、売主が納付することを不能と認めた時は、契約を解除するものとし契約保証金は下呂市に帰属する。

（所有権移転及び土地の引渡し）

第4条 この土地の所有権は、買主が売買代金を完納したときに買主に移転する。

2 売主は、この土地の所有権が移転した後、遅滞なくこの土地の所有権移転登記を囑託するものとする。この場合の登記に要する費用は買主の負担とする。

3 この土地の引き渡しは、所有権移転登記の完了と同時とする。

（危険負担）

第5条 買主は、この契約の締結の時からこの土地の引き渡しの時までにおいて、この土地が売主の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第6条 買主は、この契約締結後、この土地に数量の不足又は契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（用途指定等）

第7条 買主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第10項に規定する商業地域内において建築してはならない建築物の建築をしてはならない。

2 買主は、契約締結から5年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する施設の用に供することができない。

3 買主は、売買物件を暴力団関係施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供することができない。

4 買主は、売買物件を第三者に所有権移転するときは、前各号の条件を付さなければならない。

（譲渡等の禁止条件）

第8条 買主は、指定期間、売買、贈与、交換等による所有権の第三者への移転、又は地上権、賃借権、使用貸借による権利、その他使用収益を目的とした権利の設置（この土地の購入又はこの土地に住宅等を建築するための借入に伴う抵当権の設定を除く。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、事前に売主の承認を得て、所有権の移転または権利の設定ができるものとする。

（1）相続等のやむを得ない事由が生じた場合。

（2）配偶者又は2親等以内の親族に住宅敷地等として使用貸借する場合。

（実地調査）

第9条 売主は、指定期間中、随時に買主のこの土地の使用状況について実地調査をし、又は報告を求めることができる。この場合において、買主は調査を拒み、報告を怠ってはならない。

（違約金）

第10条 買主は、第7条から第9条までに定める条件に違反したときは、売買代金の100分の10の違約金を売主に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第13条に定める損害賠償の一部としないものとする。

